

お 知 ら せ

農林水産部 令和6年発生災害の特例措置について（概要）

I 目的

被災地の早期復旧と災害関連工事の着実な執行を図ることを目的として、令和2年から令和5年の発生災害について、配置技術者や入札方式等について特例措置を講じています。令和6年度においても、台風10号などに伴い一定程度の災害が発生した地域において、以下のとおり特例措置を講じます。

II 対象工事等

令和6年に発生した災害による災害復旧工事等のうち、工事内容が一般的で高度な技術を要しない工事を対象に、原則、以下のとおりとします。

1 対象工事

令和6年発生災害による災害復旧事業及び災害に関連する事業の工事

2 対象工種

- ・一般土木工事（土木一式工事）
- ・舗装工事（コンクリート舗装等の特殊工事除く）
- ・法面表面浸食防止工事（とび・土工・コンクリート工事）

3 対象地域

工事箇所が豊後高田・国東・別府・大分・豊後大野・竹田・日田・宇佐土木事務所管内

III 特例措置の内容

①入札事務の簡素化

予定価格5千万円以上の工事でも、総合評価落札方式の対象としないことができるほか、予定価格2億円以上の工事においても、施工実績等評価タイプを適用することができることにします。

②配置技術者の要件緩和

専任の主任技術者及び専任の監理技術者の雇用関係について、契約日の前日までに直接的な雇用関係があることを要件とします。

③現場代理人の兼務

2件までの兼務に加えて、兼務する工事のうち1件以上が災害復旧工事等である場合には、現場代理人の兼務を3件まで認めることとします。

ただし、兼務している又は兼務する工事いずれかの工事現場から直線距離で10km以内又は同一の市町内であることを要件とします。

④市町が発注する災害復旧工事との現場代理人の兼務

市町と県との間で事前協議が整い、市町が発注する災害復旧工事について、工事箇所が県発注工事に近接し、一体的に施工することが合理的であると判断された場合で、市町が随意契約するものに限り、現場代理人の兼務を認めることとします。

IV 特例措置の適用時期

令和6年11月8日以降、入札公告又は指名通知を行う工事について適用